消防消第 247 号 消防広第 188 号 令和 6 年 8 月 1 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 東京消防庁・指定都市消防長

> 消防庁消防·救急課長 消防庁広域応援室長 (公印省略)

緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について(通知)

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 救助活動等に対する手当について、国家公務員においては、人事院規則9-30(特殊勤務 手当)第19条の規定により異常な自然現象や大規模な事故により重大な災害が発生した場 所における救助活動等に対して災害応急作業等手当が支給されており、警察職員においても、 各団体の条例に基づき特殊勤務手当として同種の手当が支給されております。

一方で、先般実施した緊急消防援助隊の出動に係る手当の支給状況調査によると、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当は、消防本部によって支給状況が様々であることが分かりました。

各消防本部における救助活動等に対する特殊勤務手当については、重大な災害現場で救助活動等に従事した国家公務員に対して支給される手当の状況も勘案し、各団体の条例で適切に設けていただくものですが、特に、緊急消防援助隊は、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものです。こうした緊急消防援助隊の活動の特殊性を評価し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るとともに、緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成する性格を考慮し、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の支給について、下記を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、国の災害応急作業等手当の規定や先般実施した緊急消防援助隊の出動に係る手当の 支給状況調査の結果を別添のとおり情報提供させていただきます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部(消防事務を共同処理する一部事務組 合及び広域連合を含む。)に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- 1 国家公務員の特殊勤務手当(災害応急作業等手当)について
- (1) 国家公務員に対しては、「異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う」遭難救助作業等に従事した場合に、災害応急作業等手当として、1日あたり840円支給するとされていること。
- (2) 当該重大な災害について、大規模な災害として災害救助法が適用されるなど人事院が定める災害に該当する場合は、1日あたり1,080円支給するとされていること。
- (3) 遭難救助作業等が、災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域など人事院が著しく危険と認める区域で行われた場合は、支給額が2倍になるとされていること(重大な災害に該当し、かつ、危険区域で活動が行われた場合は2,160円となる。)。
- 2 緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当の創設や額の水準の設定について

緊急消防援助隊は、国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものであり、また、他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成し、災害対応に当たる性格を有している。

したがって、緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当については、国家公務員における1(3)の割増が適用される場合があることも勘案し、国家公務員や警察職員との待遇の均衡が図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うこと。具体的には以下のような対応が考えられること。

- (1) 緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当がある団体については、現在支給している手当の額の水準や要件が適当か確認し、見直しを検討すること。
- (2) 緊急消防援助隊として出動した場合の手当として、管轄区域外に出動した場合(緊急消防援助隊として出動した場合を含む)を要件に支給する手当がある団体については、現在支給している手当の額の水準や要件が適当か確認し、見直しを検討すること。なお、新たに緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設を検討することも考えられること。
- (3) 緊急消防援助隊として出動した場合の手当として、(1)又は(2)に相当する手当を設けておらず、管轄区域内外を問わず消防活動を対象とした手当でもって対応している団体については、新たに緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設を検討すること。なお、緊急消防援助隊として出動した場合の手当として、管轄区域内外を問わず消防活動を対象とした手当でもって対応する場合には、国家公務員や警察職員が救助活動等に従事した場合と待遇の均衡が図られているかどうか十分に確認すること。

(4) 緊急消防援助隊として出動した場合の手当を支給していない団体については、新たに緊急消防援助隊として出動した場合を要件に支給する手当の創設を検討すること。なお、緊急消防援助隊として出動した場合の手当として、管轄区域外に出動した場合(緊急消防援助隊として出動した場合を含む)を要件に支給する手当や管轄区域内外を問わず消防活動を対象とした手当でもって対応する場合には、国家公務員や警察職員が救助活動等に従事した場合と待遇の均衡が図られているかどうか十分に確認すること。

## 3 手当の財源について

手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されること。

以上

消防庁 消防・救急課 小川、佐藤 TEL 03-5253-7522

E-mail <u>shokuin@soumu.go.jp</u> 消防庁 広域応援室 平井、望月

TEL 03-5253-7569

E-mail kouiki-kikaku@ml. soumu. go. jp